

各都道府県知事

殿

各市区町村長

消防庁長官  
(公印省略)

消防団の更なる充実強化について（依頼）

消防団の充実強化について更なる取組を依頼するため、本日付けで新藤総務大臣から各都道府県知事及び各市区町村長宛に書簡をお送りいたしました。

昨年成立しました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下「消防団等充実強化法」という。）を踏まえ、消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を昨年 12 月 24 日に立ち上げ、消防団の充実強化を強力に推進していく体制をとりました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、消防団等充実強化法の趣旨に基づく施策について着実な展開を図っていただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防団への加入促進について

(1) 地方公務員の加入促進

消防団員数は全国で 87 万人を切り、地域の安心・安全の確保のために大変憂慮される状況となっております。今日、消防団員の確保は最重要課題と言っても過言ではありません。

従前より、地方公務員の消防団への加入促進についてお願いをしておりますが、より加入しやすい環境をつくるため、消防団等充実強化法第 10 条に規定された「公務員の消防団員との兼職に関する特例」が、平成 26 年 6 月 13 日に施行されることとなっております。一般職の地方公務員につきましては、消防団等充実強化法第 10 条第 3 項の規定により、兼職及び職務専念義務に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとされていますので、6 月 13 日の施行日までに遺漏なく対応されるようお願いいたします。

(2) 消防団協力事業所表示制度の導入促進等

消防団協力事業所表示制度の活用等により、事業所における消防団活動へのより一層の理解及び協力の促進をお願いいたします。また、平成 18 年度に設けた同制度は、平成 25 年 4 月 1 日現在、全国で 978 市町村が導入しております。消防団協力事業所表示制度の未導入市町村におかれましては、速やかに導入してください。

(3) 日本郵便株式会社社員の消防団への加入促進

日本郵便株式会社社員の消防団への加入促進に関しまして、別添のとおり、平成 26 年 1 月 21 日付けで、同社本社から各郵便局長あてに消防団への協力について通知されておりますので、引き続き、同社社員に消防団への加入促進の働きかけを行っていただきます

ようお願いします。

## 2 消防団員の処遇改善について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 56 号）が、同年 4 月 1 日から施行され、退職報償金を一律 5 万円引き上げることとしました。各市町村におかれましては条例改正をされているところですが、退職報償金の支給について着実な措置を講じていただきますようお願いいたします。

また、消防団員の処遇改善については、従前より要請を行っているところですが、多くの市町村において、交付税単価（年間報酬 36,500 円、1 回当たり出動手当 7,000 円）より、条例単価の方が低い状況にあります。交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、条例単価の方が低い市町村におかれては単価の引上げをお願いいたします。

## 3 装備・教育訓練等の充実について

### (1) 装備の充実について

「消防団の装備の基準」は昭和 63 年に定めて以来、初めて平成 26 年 2 月 7 日付けで抜本的に改正し、トランシーバー等の情報通信機器、ライフジャケット等の安全装備品、救助資機材装備等の充実・強化を図りました。また、装備に対する地方交付税措置については、改正後の基準に基づき、平成 25 年度は標準団体当たり約 1,000 万円であったものを、平成 26 年度からは約 1,600 万円と大幅に増加させました。各市町村におかれては、この装備基準を踏まえ、予算措置を講じられるようお願いいたします。

### (2) 消防団車両、消防団拠点施設等の整備支援

消防団車両、消防団拠点施設などの整備に利用できる「緊急防災・減災事業債」を、平成 26 年度は総額 5,000 億円に拡充し、平成 28 年度までの 3 年間、継続実施することとしました。当該制度を積極的に活用し、消防団車両や消防団拠点施設等の整備に努めてください。なお、各市町村が消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設を整備するに当たっての留意事項について、平成 26 年 3 月 28 日付けで通知したところです。

### (3) 教育訓練の充実について

現場指揮者に対し、救助活動・安全管理の教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、平成 26 年 4 月 1 日に施行しました。具体的には「中級幹部科」を大幅に見直し、「現場指揮課程」と「分団指揮課程」からなる「指揮幹部科」とし現場指揮の能力向上を図るとともに、時間数を 12 時間から 24 時間と拡充しました。各消防学校におかれては、同内容を踏まえた訓練を実施していただきますようお願いいたします。

また、各市町村におかれましては、消防団員が訓練に参加できる環境づくりに御配慮ください。

## 4 その他

各市町村におかれましては、消防団の充実強化に関し、既に平成 26 年度当初予算で措置していただいたところもありますが、措置されていない場合には、必要に応じて、今後編成する補正予算における予算措置において所要の措置を講じられるようお願いいたします。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の取組は、地域において横断的に取り組む必要があることから、都道府県知事及び市区町村長におかれましては、消防防災部局のみならず全庁的な取組として実施されるようお願いいたします。